

出席議員(18名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
税務課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	八矢	英二	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君
農政課長併 農業委員会事務局長	瀬戸	諭	君
商工観光課長	沖館	淳一	君
都市建設課長	水戸	英義	君

上下水道課長	曲竹浩三君
危機管理監	平間信弘君
教育委員会部局	
教 育 長	船迫邦則君
教育総務課長	水上祐治君
生涯学習課長	池田清勝君
スポーツ振興課長	加藤栄一君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
次 長	奥 村 朝 子
主 幹	太 田 健 博
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第2号)

令和2年12月9日(水曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第39号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 4 議案第40号 ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第41号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第42号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第43号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第44号 柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第45号 令和2年度柴田町一般会計補正予算
- 第10 議案第46号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第11 議案第47号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第48号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13 議案第49号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

- 第14 議案第50号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 第15 陳情第2号 令和3年度理科教室設備整備費等補助金予算計上についてのお願  
(陳情)
- 陳情第3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための  
意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第5号 水田農業対策に関する要請書(陳情)
- 陳情第6号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

本日の議席は、会議規則第3条第3項の規定によって、ただいま着席のとおりといたします。

---

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において8番斎藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

---

---

### 日程第3 議案第39号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第39号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第40号 ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第40号ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

改正後の当初予算編成というのは、今までとどのように大きく変わるのでしょうか。例えば教育費、幾ら寄附金があるか分からない段階で事業費を計上しなければならないということになるかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回のふるさと柴田応援寄附条例並びに基金条例の改正に伴って、予算編成に関しては、当該年度中の寄附の指定先等がまだ未確定ですので、当初予算編成においては、使途が明確になっていて、なおかつ指定された使途に基づいて、例えば当初から事業を行う場合、そういう場合に関しては、当該年度に基金に一度積立てを行いますので、翌年度基金繰入れということで財源充当して事業を実施する場合は、当初予算においても計上する場合もあるかとは思いますが、原則的には、やはり指定された使途が確定して基金を積み立てて、翌年度9月において指定された使途に使うという形で予算編成は補正で行っていくという、今までどおりで行いたいとは思っております。当初で全く組まないということではなくて、ふるさと寄附を頂いたもので年度当初からその目的に従って事業を行う場合においては、当初予算で組む場合もあるかとは思いますが、原則的には確定をさせて基金に積み立てて、翌年度の9

月補正時に事業に充当していきたいとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、予算編成時には特に混乱することはないと考えていいわけですね。そのふるさと寄附金の金額をある程度少なめに見込んで計上しておいてという形になるんですか。基金のほうはそこに、例えば教育費であれば教育費の事業を選んでくださった方の分を、基金のほうにはその年度中に入れて、翌年度に使う可能性が高いということかと思うんですけれども、予算編成時の寄附金の額をどう想定するかとかというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず、当初予算において寄附金の歳入をどの程度見込むかということでございますが、やはり今年度の寄附金の状況等を勘案して、ある程度寄附金の金額を少なめといってもある程度の実績に基づく額を計上させていただいて、なおかつ今回基金条例を改正することによって経費分が、寄附金の歳入と歳出で同額になるような形になりますので、予算編成上は、今までのように経費に一般財源を充当しなければならないという形になりますとなかなか厳しい予算編成ではありましたが、今回は寄附金の歳入と歳出で同額、経費を半分、残りの半分以上を積むという形での計上ができますので、当初予算においては歳入に関しては実績に応じた金額ということで、ある程度の金額を歳入で見込んで、歳出のほうでは経費を半分、積立金を半分という形で予算編成を行いたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第41号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第41号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は、既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第42号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第43号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第44号 柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第42号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第43号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第44号柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

議案第42号、43号、44号、共通のことでお聞きしたいと思います。

まず最初に休館日なのですが、これは全て月曜日と指定されているのですが、説明を聞きますと委託管理をしやすいようにこのような改正をしたという説明を受けましたが、それであれば委託管理者にこの休館日、休業日を任せるという形で、ここで月曜日と指定しないほうがいいのではないかと思うのですが、その理由をお聞きしたいと思います。

また、3つの条例とも開館時間、それも全部決めているんですけども、これも同じような理由で委託管理のほうに任せたほうがよりよい住民サービスになるのではないかと思います。

また、同じ理由で、使用料金のほうも全部決めているんですけども、余り委託管理のほうの手足を縛るような形にしますと、委託管理もしにくくなりますし、新しい民間での知恵とかネットワークを生かした管理ができなくなるのではないかと思うのですが、その辺はどのような形でこれを考えられたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） それでは、秋本議員のご質問にお答えしたいと思います。

休館日の関係でございますけれども、一般的に仕事が休みであったり学校が休みである土曜日、日曜日につきまして施設の利用が可能となっていれば、最大限多くの住民の方が利用することができる環境だということで設定されております。休館日をずらしてということもありますけれども、職員の週休日であったりですとか勤務日によって職員数が減少してしまうというようなことで、サービスの低下ということも考えられますので、現状のとおりということにしておるところでございます。

ただし、公民館規則におきましては、特に必要があると認める場合には、休館日を変更して開館とすることも可能になってございますので、今までその取扱いをさせていただいているところでございます。

それから、利用の時間、それから利用料金等の関係でございますけれども、利用時間につきましては、条例の第4条第2項の規定におきまして、特に必要があると認めるときは変更することができるということにしておりますので、実際に指定管理制度を活用することになった場合にも、協定書の中で取組をしていきたいと考えてございます。

利用料金につきましては、改正する公民館条例の第17条に規定しておりますとおり、条例で定める使用料の額の範囲内で定めるということになってございまして、使用料の範囲内であれば、町長の承認を得ることにはなりますけれども、指定管理者の自由裁量ということになってございます。



以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 月曜休館の件なんです、今の答弁でいきますと、職員数が変動するので住民サービスが低下すると。何かそのところがよく分からないんですが。住民側から考えてみたときに、私どももいろいろ住民活動をやってきたものですから、月曜日に集まりたいと思っても、どこにも集まることができないんです。そういったときに、ちょっとずれてくれれば非常にありがたいと、何回も思ったことがあるんです。そういうところからして、住民サービスを第一に考えた場合には、変動して行って、確かに職員数は増減するかもしれませんが、それは行政サイドの話であって、住民サービスの面から考えた場合はそれは二の次になるのではないですか。

それと、あと料金の件なんです、確かに条例には書いてありますけれども、金額も指定されていて、それ以下であればいいと。それを例えば300円という話で、これを民間に持って行ってこの金額で営業できますか。そのように考えたときに、例えば最大限の金額を書いておいてその範囲内でやるという形にする、あるいは、開館時間であれば、延べ開館日数、延べ開館時間を決めておいて、その中で自由に裁量に任せるという発想をして行って、例えば先進地の委託管理のほうを見ていくと、皆さんそのようにして民間活力を導入しているんです。そういう方向に行くことは考えられなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） まず、休館日の関係でございますけれども、施設によって休館日等がどうしてもずれてしまいますと、逆に住民の方の混乱ということも生じかねないということも考えられることはございます。今まで、土曜日、日曜日ということで最大限、住民の方々が利用できる環境をとということで、統一した設定ということでさせていただいておりましたので、これから住民のご意見も伺いながら考えていく必要があるのかなとは考えてございます。

続きまして、利用料金の関係でございますけれども、こちらは地方自治法の規定に基づきまして、町の条例で定めます使用料の額の範囲内ということで定めがございまして、ほかの自治体の状況も考えながら、将来的にはそちらの改正ということも含めて考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、最後にお聞きしたいんですが、委託管理をする目的は何ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 指定管理をする目的ということでございますけれども、今まで町の直営でということで公民館等の管理を行ってきておりますけれども、これから民間の力もということで考える時代にもなってきておまして、そちらにも門戸を広げるといいますか、そちらの民間の活力を活用して利用できる場合もあるという可能性を模索している中で、管理の可能性を広げるということで、このたびの条例改正とさせていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 補足ということで、町長。

○町長（滝口 茂君） 公共施設なんですけど、今回の公共施設を全て一緒くたに議論しますと混乱が生じると思っております。公共施設にも提供されるサービス、定型化されているサービスという公共施設がございます。どちらかというと、本来であれば公民館というのはそういう活用ではなかったんですが、今は貸し館的な業務、定型的な業務をやっている施設であるということです。農村改善センターも同じです。それから体育館、テニスコート、こういうものは、施設そのものがサービスということでございますので、なかなか民間のノウハウを入れるというのが難しい施設と考えております。専門的な知識、民間のノウハウができるのは生涯学習センターであろうと思っております。

本来であれば、公民連携によって、一番は、本来の一つの目標は、経費の効率化ということが挙げられます。それから定数管理、これは行政側の考え方ですが、定数管理の柔軟性というのも民間に委託することによって確保できるということになります。

ただし、利用時間、利用料金は、町民がなじんでいる利用時間でありますので、今回の条例でも、実際に指定管理される場合は、特別な事情に該当して変更できるという条項もつけておりますので、町民がなじんだ時間帯の月曜日を休館にすべきか、それとも別な日にすべきかは、指定管理者並びに予定者、それから住民と相談して、やはり決めていかなければならない。その条項はここに入っているということでございますので、月曜日に必ず休みということではないと、状況によってはできるということもご理解いただきたいと思っております。

利用料金についても、住民からはただでやってもらいたいと、こういう要望のほうは実は強うございます。でも、ただでは指定管理ができませんので、その折り合いについても他の自治体からの情報を集めまして、実際に指定管理を議会に提案するときには、その辺を詳しく提案したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

指定管理とした場合、社会教育主事の有資格者がいなくなる可能性があると思うんですけども、そうした場合、生涯学習課との関係というのはどのようになっていくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 社会教育主事の関係でございます。

社会教育主事につきましては、社会教育法の第9条の2第1項の規定に基づいて、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置くという定めがございます。ですので、個別の公民館等に必ず配置が必要になるというものではございませんので、教育委員会事務局のほうに配置がなされていれば問題がないということにはなっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、指定管理した場合でも教育委員会の社会教育主事が、極端に言えば回って歩くとか、ある意味、指導という言葉がいいかどうかは分からないですけども、一緒にやっていくというような考え方でよろしいでしょうか。

それから、いつ頃から行うつもりでいらっしゃいますか。

どんな団体法人を想定しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） まず、社会教育主事の関係でございますけれども、もちろん指定管理ということがなされた場合にも、教育委員会事務局に配置されております社会教育主事が技術的な指導助言を行っていくということにはなります。

それから、いつ頃からということでございますけれども、まだ決定しているものではございません。これからいろいろな勉強をさせていただいて考えていくということになるかと思えます。

それから、どんな団体を想定するかということでございますけれども、そちらにつきましても、特には今のところ考えているものはございませんで、これから実際に始めるという段階になりましたならば、公募という形等々が取られるということになるかと思えますので、それで応募してきた団体ということになるかとは考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後、高齢化が進んで健康寿命延伸に公民館や図書館が果たす役割がとても大きいと言われておりますので、指定管理をすることによって住民の意見をしっかりと聞き入れて、みんなで作っていくという形が取れば一番いいのかなと思うんです。今はまだ

いつからとかは特に決まっていなくていいというのであれば、これから公民館の在り方についてしっかりと住民の皆さんも交えて考えていく中で、ではどういう方向に持っていくかということもみんなで考えてつくり上げていくということができればいいかと思うんですけども、今のところ、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、今回の施設、分類ごとに若干取扱いが違うということをご理解いただきたいと思っております。先ほど言ったように、体育館とかテニスコート、こういうものは、指定管理者のノウハウを余り必要としない施設提供が主な目的の施設。それから、先ほど申しましたように、貸し館的な業務のものがございます。3つ目が、生涯学習センターのように、これから公民連携によって、生涯学習センターなどいろんな民間のノウハウを利用したり、住民が参加したりしていく施設というふうに、3つに分かれております。第1段階、第2段階と分けて対応したいと。管理的な業務のほうにつきましては、早急に公募をしまして、そして委託すると。それから、今白内議員がおっしゃったように、公民館、それから生涯学習センター、新たな住民活動の拠点になるところについては、もう少し運営できる団体の育成とか、情報を収集して、住民の声を聞いて、将来の在り方を検討しながら第2段階でやっていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 今までの質問の中でかぶるものもあるのでその辺は除きますが、この社会教育法第20条に住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。これが指定管理者制度になることによって、この辺に変わりはないのかということをお聞きしたい。

それから、これによって住民が受ける価値というものが何なのか。いったら、先ほど町長の答弁にもあったように、利用料の無料化というのを価値とすればそうなるんですが、そうはいかないということなので、これによって住民の受ける価値というものは何なのか。

それから、施設の老朽化によってこれを引き受ける団体とかNPOとかというのがいいのか。これから考えるということなので、その辺についてはもうちょっと様子を見なければいけないのかなとも思います。

それから、地域に関心を持つ場を設けてコミュニティの課題に取り組むということになると、こういうことが住民と指定管理者が管理する公民館との間で関係ができるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） ただいまの水戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会教育法第20条の目的にということでお話があったかと思いますが、指定管理者によりまして公の施設の管理が行われる場合であっても、社会教育法に基づきました管理を行っていただくということで、協定をしまいるということになります。

それから、指定管理を行うに当たりまして住民が受ける価値はということでお話をいただきましたけれども、一般的なお話になってしまいますけれども、指定管理者が持つノウハウを生かしまして、多様化します住民のニーズに応えやすくなりましたり、従来の自治体運営にないサービスを提供することができるということが言われております。それから、利用者の声が届きやすくなるといった満足度の向上にもつながるということで、一般的にはまとめられているということにはなっております。

それから、施設の老朽化の関係でございますけれども、懸念されるということでございますが、施設の維持修繕に関しましては、指定管理を導入するに当たりましてそれぞれの施設によって状況が異なっておりますので、その状況に合わせて決定いたしまして協定を結ぶということになっていくものと考えております。

それから、町民との結びつきといいますか、そちらの関係でございますけれども、指定管理を行うということになりましたも、管理主体は町ということになりますので、これまで同様に社会教育法であったり、町の条例に基づいて管理運営を行っていただくということになります。町との関わり合いについても希薄にならないようにと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大体という分かりましたけれども、公民館の館長だけがまず指定管理者としては館長だけなのか。職員は町の職員が入るのか。まるっきり指定管理された団体で職員が公民館運営を行うのかということをお聞きをまず一つ。

それから、それによって地域住民の声が町に届くことが遅くなるということが考えられますが、それはどのように、今までのように直営のように、即、速やかに住民の意識や考え方が町に伝わるができるのか。その辺についての対応についてお聞きしたいと思います。

それから、今も聞きましたけれども、サービスの質に差が出るのか。管理者が個別の館ごとに受けるのか、一括して管理者がやるのかによっては、サービスの質に差が出ることも考えられると思うので、その辺について。

それから、いわゆる社会教育という専門性とか、それから公民館運営の安定性、この辺につ

いてのサービスの低下も考えられるというふうにも、私自身は考えたんですが、この辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 職員の配置につきましてでございますけれども、職員の配置につきましては、特段現在のところのようという事で決定はなされておられません。実際に指定管理を行う場合にあっては、通常は町の職員が入るということではなくて、指定管理を受けた管理者のほうで全て管理をいただくということになるかとは思いますが。

あと、館長等の関係でございますけれども、そちらも指定管理を受けていただく場合にあっては、町職員が館長となる場合もございますし、指定管理者のほうで館長としてどなたかを指名するという場合もあろうかと考えられます。

それから、町に届く声がどうなんだというお話でございましたけれども、もちろん指定管理を行っていただくとなりました場合でも、町との連携を密にしまして、先ほども申し上げましたけれども、逆に指定管理を受けていただいた場合のほうが住民からの声を吸い上げやすくなるというような事例もございますので、それを踏まえて、町のほうとの連携も密にして、町で把握ができないということがないようにはしていかなければならないと考えてございます。

それから、サービスの差ということでお話をいただきましたけれども、指定管理を受けていただく場合にも協定書という形で内容の取決めをいたしますけれども、その中で、指定管理をしている施設、そうでない施設での差が生じないように取決めをして業務を行っていただくということが必要になってくると考えております。

それから専門性、それから安定性の低下の懸念ということでございますけれども、そちらに関しましても、十分に町と指定管理者のほうで連携を密にして、生じないようにしていかなければならないということで考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 館長がなる場合と、館長に町の職員がなる場合と、今答弁であったように聞いたんですが、ここの公民館運営がそれによって変わってくるということが多々考えられると思うんです。ですから、全部まとめて一括して指定管理者がやるのか、個々の公民館ごとにやるのかということによってくると中身が違ってくる。その辺のギャップというかそこが問題なのかなと思うし、今、連携を密にと言ったけれども、指定管理者に任せたということによって、町として運営に希薄さが出てくるのではないかと。そこで本当に連携を密にできるのかというその辺について、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の、まずメリットも一緒くたにやると議論がかみ合いませんので、分けて考えていただきたいと思っております。

個人的なメリット、議員がおっしゃったように、健康増進とか生きがづくり、友達づくり、満足度の向上に民間のネットワーク、人脈がこれまでと違って入ってくるということがあります。

それから地域にとっては、コミュニティの拠点、住民活動の拠点にしていきたいという思いがございますので、やっぱり住民が主体的にそこで、NPOまでいかなくても、任意団体で運営していただくのはいいと思っております。

それから、町全体のメリットとしては経費の効率化と、それから先ほど言ったように職員定数の管理の柔軟性が全体的な住民のメリットになるということがございます。

そのときに、館長を誰にするかというのを決めているわけではありませんが、NPOが育っていたり、任意団体が完璧に東京とか仙台のように育っていれば、館長も全てお任せするということになるんですが、どういう団体が応募するか、この柴田町の身の丈に合った団体が来るとなると、もしかすると、当面館長を置いて指導していくということもあり得るということで、全面的なものになるかどうかは今後詰めていかなければならないと思っております。館長が職員だから、館長が民間だから、その違いというのは恐らく人脈の違いかなと思っております。

それから、あくまでも指定管理なので、責任は町にあるということがございますので、議員おっしゃるように任せるということになる希薄化と、裏表の関係に確かになります。でも、そこは情報を共有するというので、裏表の格差を少なくしていかなければならないと思いますが、最終的には町長が責任を負うということには変わりはありません。

実際に、社会福祉センター、それから観光物産協会の指定管理をしておりますけれども、特に問題が生じているという事例は今のところ発生しておりません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私は議案第42号、43号、44号の条例の改正に反対の立場で討論いたします。

説明では、委託管理しやすくするための改正ということでしたが、聞いてみますと内容は逆だと思えます。かえって委託管理をしにくくするものだと考えております。

以下、問題となる点を3点挙げます。

1つは、休業日、休館日を特定している点です。2つ目に、施設の利用時間を決めている点です。3つ目に、使用料を行政サイドであらかじめ決めていることです。中で協議により変更するということが書かれておりますけれども、あらかじめ行政で決めているということには間違いのないと思えます。

公共施設のこれからの維持管理を考えますと、委託管理は避けて通れない課題です。それだけに、民間参入を促進し、行政ではできない住民サービスの向上を目指さなければなりません。休業日や休館日は委託管理者が地域のニーズを見定めて決めればよいことで、あらかじめ行政サイドで決める必要はないと考えます。同じように、施設の利用時間も行政サイドでは決めるはいけない事項だと考えています。延べ利用時間、開館時間を決めておけば、委託管理者が地域ニーズに応じて決めればよいことです。そうすれば、ニーズがあれば9時以降でも利用できるようになるでしょうし、よりよい住民サービスの提供に通じると思えます。

また、利用料金もあらかじめ行政サイドで決める必要はないと考えております。最高金額だけを決めておいて、利用サービスに応じた利用料金を委託管理のほうで決めればよいだけの話だと思えますし、年間の利用者数あるいは入館者数の目標をあらかじめ契約時に決めておけば、それに応じたサービスになると考えております。

委託管理は、公共施設の維持管理には欠かせない事項ですけれども、同時に、よりよい住民サービスの向上を目指すという目的があると思えます。このようなお考えも先ほどお聞きしました。民間の知恵やネットワークを生かした委託管理にするためには、管理者の自由度を増し、自由設計の余地がなければなりません。これから第2段階、第3段階で考えるという答弁がありました。あらかじめ今の段階でその方向性を出すべきだと考えております。この意味では、この条例改正の方向性はちょっと違っているのではないかなと考えます。

同僚議員の良識ある判断を求めます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

原案反対の方の発言を許します。17番水戸義裕君。



○17番（水戸義裕君） 議案第42号の公民館の指定管理に対して、反対の討論をいたします。

2つだけしか理由としてはありませんが、やがては経費削減が優先となり、サービスの低下が心配されるということと、仮に指定管理が期間ごとに変わるようなことになれば、サービスの継続性や連続性が持ちにくくなるということも考えられるので、以上の2点から、私は議案第42号の公民館の指定管理者には反対いたします。

同僚議員の反対をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番桜場政行君。

○5番（桜場政行君） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

今、現状を見ると、テニスコート、公民館、本当に執行部から説明があったように、貸し館とか、コートでいうなら貸し業務になっております。私は逆に指定管理で、執行部の話などを聞くと、これから指定管理者との詰めるところはありますよね。いろんな時間とかありましたけれども、時間というのは十二分にできることだし、休館日はどこどこ公民館の時間、休館が変わると確かに迷うところはあります。各行政区、公民館がないところが何か所かありますけれども、ほとんどの行政区では公民館などは利用しています。区の方だけが公民館使用が可能だけでなく、ほかの団体なんかも集会所をお借りすることができるんです。月曜日だって、恐らく管理者さんに言えば使用することができることがあって、今回のこの条例改正に当たっては何ら町民が迷うこともなく、今後の、指定管理になって執行部との詰合せをすれば、よりよい行政サービスができると考えております。

よって、今回のこの条例案の改正内容に対しては賛成の立場で討論させていただきます。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 恐れ入ります。桜場議員、議案名は何号ですか。

○5番（桜場政行君） 議案第42号、43号、44号です。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

**これより議案第42号柴田町公民館条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**これより議案第43号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時35分再開といたします。

午前10時20分 休 憩

---

午前10時35分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

#### 日程第9 議案第45号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費44ページから4款衛生費57ページまで、次に6款農林水産業費57ページから11款災害復旧費70ページまでといたします。

なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 43ページの町債も入りますね。では、43ページの23款町債1目総務費についてお聞きしたいと思います。

このところに鉄道施設総合安全対策事業債という形で110万円の補正額が出ているんです

が、この内容をちょっと説明お願いしたいということと、災害によって生じた復旧工事の結果、このような形になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、取りあえず1つお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） こちらにつきましては、国庫補助金の事業で行っているものですけれども、国庫補助金がまず3分の1というのが原則なんです、予算の範囲内ということで行っておったんですが、4分の1に低下することによって費用が増えたということは歳出のほうでも計上しておりますけれども、その関係によって町債も増えたということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

34ページの債務負担行為補正の上から3行目、庁舎1階備品リース料が載っているんですけども、そのほかの階の分というのは令和4年度での債務負担行為となるのでしょうか。どのくらいの金額になるのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、1階備品リースということで債務負担行為を設定させていただきました。そのほか、耐震改修工事が今1階を中心に行っております。ですので、1階がまず出来上がり次第、備品等の配置をしたいということで、今回提案をさせていただきました。

2階、それから3階、4階に関しては、新年度予算のほうで債務負担行為の設定をさせていただいて計上させていただく予定でおります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、2階、3階分というのは、大体どのくらいを見込んでいるのでしょうか。そして、それは工事費と合わせるとどのくらいになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、職員の机、椅子、それからロッカー、書庫とか、あとはカウンター方式という形で今備品を考えておりますが、2階、3階に関しては、同じく2階に関してもやはり同じように片側通路のカウンター方式ということで考えておりますので、今回1階は7,810万円を見込んでおりますが、2階も大体7,000万円強ということを見込んでおります。3階、4階に関しては、やはり事務室等が少なくはなりますので、金額的にはそれよりも低い金額ということで、2,000万円を超えるくらいかなと今のところは想定をしておりますが、今

後、各課との協議を行って確定をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先ほど聞き漏らしたんですけれども、42ページの寄附金の2目ふるさと応援寄附金、合計で15億円を見込んでいるということなんですが、どういう根拠で15億円としたんでしょうか。7億円補正した理由をお聞かせ願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） その根拠でございますけれども、まず、今年度隔月の寄附金額は、前年度同月と比較しますと、月によって違いもありますけれども、2.7倍から6.0倍となっております。そして、先月11月末現在ですけれども、寄附金の総額については前年度同時期と比較して3.94倍となっております。現在まで大幅に増加しておりますけれども、寄附金の動向については大変不透明であって、想定がとても難しいというところでございますけれども、伸び率が急激に低下するということもあり得ないことではございません。そういったことも想定しまして、11月以降の寄附金額を前年の1.5倍程度ということにさせていただいております。しかしながら、11月分については前年比で1.5倍を大きく上回る4.04倍ということになったことから、年間で一番多いのが実は12月ということになりますので、12月にかなりの額が入ってきまして、寄附金総額が15億円を超えるということも想定されますので、そのときは今後も補正予算に計上して対応していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 46ページの総務費……

○議長（高橋たい子君） 吉田議員、まだそこまで行っていませんので。よろしいですか。

○6番（吉田和夫君） すみません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、44ページの議会費から57ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 46ページの総務費の5目財政財産管理費の14節工事請負費です。369万2,000円で松ヶ越一丁目ののり面補修工事になっているんですけれども、葛岡ののり面工事とは随分勝手は違うと思うんですけれども、具体的にはどんな工事なのかと、それから工期はい

つまでなのか。この2点だけ知らせてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 松ヶ越一丁目のり面ということで、17B区集会所の西側の斜面がございいます。その斜面のところ幅5.5メートル、高さ6.7メートルというのがあるんですが、ここが今年の台風19号でちょっとのり面が崩れております。それを、隣地が駐車場となっておりますので、その隣地の駐車場が今回、のり面がやはり同じように崩れたところを改修するというので、隣接をしている町有地のほうをブロック積みでこちらを改修するということになっております。

工期に関しては来年度の3月までということで今想定をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

55ページの8目施設給付費負担金補助及び交付金の1,867万円、地域型保育給付費の内容をご説明願いたいと思います。

2点目は56ページ、これの一番下に、仙南夜間初期急患センターの運営経費負担金518万9,000円というのがありますが、これは柴田町民の利用が増えたということでこの負担金がこの時期増加ということになったのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 55ページ、8目施設給付費の18節負担金補助及び交付金、地域型保育給付費1,867万円の増額でございますけれども、地域型保育給付費につきましては、小規模保育事業所やそれから事業所内保育ということが対象になってございます。こちらにつきましては、公定価格の見直し等がございまして金額が増額になっております。この公定価格につきましては国で定めておるわけですが、こちらの見直しということで、こちらの金額が例えばゼロ歳児であれば20万円が約2万円ぐらい1人当たり増えたというようなことがありまして、今回その金額を増額ということで計上させていただいたものになります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） もう1点です。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 56ページ、仙南夜間初期急患センター運営経費負担金、こちらが前年度よりも増額になって町民の利用が増えたのかということだったんですが、こちらは令

和元年度の運営費の精算分になります。平成30年度の利用が2市7町全体で1,433名、令和元年度が1,218名と約200名強が減少しております。負担割合なんですけど、柴田町の受診された患者さんは、平成30年度374名、令和元年度が323名と、むしろ数のほうは相対的には減ってはおります。全体でのそれぞれの市町村の患者割でこちらの赤字補填分は計算されますので、負担割合としてはほぼ0.28ということで、数字の大きな変化はないんですが、相対が変わったということで負担する金額が増えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） まず45ページをお願いしたいと思います。2目企画管理費、この中の12節委託料が入っているんですが、ここにふるさと納税の柴田応援寄附業務委託という形でかなり金額が高いんですけども、これは委託先、総額1億円近くになるんですが、どのような契約になっているのか。寄附額に応じて何%という形になるのか、最初から固定額という形で契約しているのか。そして、この業者名とかこの業者に決めた理由。いろんな業者が多数あると思うんですが、そこから今の形に決めたということ、それについてお聞きしたいと思います。

それと48ページなんですが、15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、この中に、14節工事請負費が船岡城址公園憩いの空間整備工事とあるんですが、この中身についてお聞きしたいと思います。

それと、同じところの下のところ、負担金補助及び交付金、この中に観光物産交流施設等利用者拡大支援事業補助とあるんですが、これの中身について教えてもらいたいと思います。

それと52ページの3目障害者支援事業費、この中の18節負担金補助及び交付金、この中に障害福祉サービス給付費とあるんですが、これが結構金額が増えているんですけども、この中身について教えていただきたいと思います。

最後に56ページ、先ほど話が出たところなんですが、4款の5目健康推進総務費、この一番下のところに、先ほど舟山議員と同じところの質問なんですが、仙南夜間初期急患センター運営経費負担金、これが出ている。この部分について、柴田町の利用が減っているけれども金額が増えたという形なんですが、この今の金額というのは当初の設計どおりというか想定どおりなのか、それともずれてきているのか。その辺の判断をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 45ページ、2目企画管理費12節ふるさと柴田応援寄附業務委託料についてでございますけれども、まず、委託料につきましては金額に応じた支払いとなるような業務委託契約となっております。

それから次に、業者についてですけれども、ふるさと納税制度開始後の早い段階で運用を始め実績がある信頼性、信頼性といいますと、総務省でも目安であったりとか基準であったりとかということで厳しく見ているところもございますので、そういったもので信頼性の高い3つの業者としているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 48ページでございます。工事請負費です。船岡城址公園憩いの空間整備工事でございます。これは9月の会議でもって一度金額をお認めいただいて、現在スロープカー乗り場の南側の空間に張り芝を行ってあずまやを直したり、そういった空間の整備を行っていたんですが、いざ整備してみると、スロープカー通路とその空間整備したところの落差が、高さで4メートルくらいございます。やはり安全策を施して利用者の安全を図りたいということで、今回転落防止柵約50メートル分を計上させていただきたいということでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） では49ページ、観光物産交流施設等利用者拡大支援事業補助の関係でございますが、内容としては、この補助に関しては3つの項目を実施しておりまして、まず1つは観光物産協会の利用券の販売と、あと2番目に産直市の開催、3つ目に大学生学業継続支援事業ということで3つの事業を実施しておりますが、観光物産協会の利用券の発売と産直市に関しては、現在実施中で、そのままの予算で継続しております。3つ目の大学生の学業継続支援につきまして、今回はキッズバイクパーク開園に伴って、アルバイトが少なくなって大変学業の継続に苦労されている学生さんのほうにアルバイトを実施してきたわけなんです、当初の想定を上回る利用者の人数がございまして、それらの対応のため、あとは、特にキックバイクとは別にマウンテンバイクを実施しておりますが、こちらに関しては自転車という形で年齢に応じた機種を選定、あとはサドルの高さの調整とか安全指導、コース内の安全確認等も必要になって、この辺が当初の想定よりもちょっと多くアルバイトがかかっているということで、今回の増額に関しては、そちらの学生さんの支援のアルバイトという内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは52ページになります。こちらは障害者支援事業費の中、18

節負担金補助及び交付金になりますが、内容、中身を知りたいということですので、この負担金補助に関しましては、障害福祉サービス給付費、障害者総合支援法に基づく給付事業となっております。国が2分の1、県と町それぞれ4分の1の負担となります。

障害福祉サービス給付費につきましては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるように、在宅生活への支援や日中生活支援のホームヘルプサービスなどの介護給付費と、就労継続支援やグループホームなどの共同生活援助の訓練等給付、どのような障がい給付サービスを受けることができるのかを相談し計画を立てる計画相談支援や地域相談支援の相談支援から構成されております。

昨年度と比べて利用者が増えておりますのは、訓練給付費が多く、事業所と雇用契約を結び就労する就労継続支援A型が去年より7名増加、作業訓練を行う就労継続支援B型が去年より5人増加しております。給付型としますと、毎月300万円程度の増加となっておりますので12月補正で計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 56ページ、仙南夜間初期急患センター運営費なんですが、利用者が減って負担が増えていくということのご質問と、あとその金額は想定範囲であったかという質問なんですが、利用者が減って負担が増えるというのは、急患センターは年間で大体3,200万円から3,300万円の運営費がかかっております。こちらは大河原町の公の施設ということで、大河原町の特会のほうで歳出のほうをしまして、その後、翌年度にそれぞれの2市6町のほうに負担金として患者割で負担金を求められるというようなスタイルになっているんですが、初めのセンターが立ち上がったとき、平成27年3月から診療開始なんですが、そのときの想定では、年間、平日が240日から244日、1日当たり10人は受診するであろうと。1人当たりの単価を1万円ということで試算をして、それであれば赤字が出ないだろうというのが開設当初のお話でございました。

ただ、現実的には、いわゆる風邪症状の方がほとんどなので、医療の単価も1日当たり6,000円前後、あとは人数が想定10人ということにはまだ及んでおりませんので、令和元年度で5.08人で、想定よりも半分ぐらいの人数、金額も少ないということで、赤字の部分がそのような形になってきているのかなというふうに。ただ、昨年度はコロナの影響で1月、2月とか患者さんの落ち込みがかなりあったので、その影響もあるということをお話しているところです。



○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは45ページのふるさと納税関係なんですけど、少し金額的に大きくなってきているものですから、これを少し減らすという方向性というのは考えられないのか。やり方としてないのか。幾らふるさと納税が増えていっても、何かトンビに油揚げではないですけれども、何か幾らでも減っていくというのはどうかなと思う感じもしないこともないので、減らす方法ということを考えられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと次に、48ページのところで、先ほど船岡城址公園については転落防止用の柵を造るんだという話だったんですが、これがコロナウイルス感染症対応になるのかどうか。何でもいいから使ってということなのか。その理由づけをお聞きしたいと思います。

それと、物産交流館なんですけど、仙台大学の学生に対する支援というのが中身だという説明だったと思うんですが、確かにそういう意味では支援になると思っておりますが、延べ人数は何人ぐらいなのか。延べ人数でどのぐらいの学生に対する支援になるのか。そこをお聞きしたいと思います。

それと、一番最後に、56ページの先ほどの夜間急患センターの件なんですけど、私も病気したときに40度近い熱が出まして行ったんです。そうすると、そこで診察を受けたんですが、熱冷ましがあるから、あしたの朝ほかの病院に行ってという、そういう対応だったんです。ですから、もう少しみんなに周知して、多くの方がそこを利用できるような雰囲気にするためには、運用の改善ということも少し考えられるような気もするんですけれども、そういったことは想定されているかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初にまちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 委託料を減らせるかというようなご質問かと思っておりますけれども、利用しているサイトの他自治体がたくさんございます。そういったところを同じような契約で行っているというところもございます。なので、こちらとしてはできるだけ安価な形でやってもらいたいということでお話はしておりますけれども、なかなか関わっている全ての方々に影響するものでございますから、調整はなかなか難しいのかなと思っております。

例えば、あるサイトで寄附金額がゼロだったという場合は、もちろん契約上のお金の支払いはございませんということになりますので、その辺についてはこれからもいろいろお話ししていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 48ページ、工事請負費関係でございます。感染症対策になるのかという内容でございました。

この事業については、快適な創造空間を活用したマイクロ・ツーリズムの推進事業ということでございますが、国で定めています新しい生活様式の分野で、いわゆる実践フィールドとするために感染症防止対策及び快適で居心地のよい空間を創造し、マイクロ・ツーリズムの拠点化を図るということで、国からふさわしい事業であると認められているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 49ページの観光物産交流施設等利用者拡大の関係でございますが、アルバイトの関係は、現在、その日の利用者、天候等によって、あとは学生さんの状況によって変わりますが、今までは1日当たり4人から9人ぐらいの学生さんにおいでいただきました。それで、1時間当たり時給1,000円ということで、時間が7時間ということでお願いしております。今回、補正予算をお認めいただいた場合ですが、延べ342人の、342日と言えましょうか、こちらの手当という形で考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 急患センター運用の改善というようなことだったんですが、開設当初は高校生以上といいますか、いわゆる内科の年齢の方、16歳以上の方に限って内科のみの診療ということで、なかなか人数は伸びてはおりませんでした。平成29年9月から中学生も対象に含めまして、枠を拡大しましたところ1,000人を超えて、やっと1,200人、1,400人と人数が伸びてきているところでした。その中学生が始まったときに、2市7町の教育委員会を通じまして、中学生に対してのPR、あと今年度も大河原町でそのPRを2市7町のほうにするということで、準備も今進めているとは伺っております。あと、事業所の関係でも、昨年度大河原町から依頼されまして、各事業所にチラシのPRをさせていただいているのもありまして、徐々にですが増えてはきているようです。

ただ、一次救急ということで、平日夜間に手当てをして、次の日にかかりつけの先生のところで十分に診てもらうというのがこの急患センターの役割ですので、何日間分の薬を頂けるといふ目的ではないということを町民の方にもご理解していただいて、1日、2日をつなぐといふのかなと町のほうでは思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） では、ふるさと納税についてちょっとお聞きしたいと思います。

何回か私、お話をしているんですけども、私は飛騨市のファンクラブに入っております、そこでこの間、案内がファンクラブ会員のほうに全部来るわけです。そうすると、物産なんかの全部案内が出ておまして、そのところに、このところにやるとふるさと納税に行きますという形で、その物産が、そういう形で誘導する形になっていたんですけども、そういったところは、あれは自分でやっている、そういうサイトがあるんですけども、それは自分でサイトを運営している、町のサイトのほうに行っているのか、ちょっと確認していないところがあるんですけども、それも納税の専門の業者のサイトに振ってしまって、町のほうでは直接それにタッチすることはできないものなのかどうか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） タッチできないというよりは、そういったふるさと納税にリンクする、例えばQRコードであったりとか付されておまして、そこでふるさと納税のサイトに行くというようなことで行っているかと思います。例えば、ポスターとか、あるいは紙面上での掲載もございますけれども、そういったところでもQRコードを付してやることは、もちろんやっておりますけれども、例えば町のほうに、ふるさと納税サイドといっても、そこからまた結局サイトのほうに行くわけですけども、町のサイトのほうにもご案内することは、それは可能だとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

48ページの秋本議員からも出ておりました15目14節船岡城址公園憩いの空間整備工事についてですが、計画段階で落差4メートルというのは分からなかったのでしょうか。総額は幾らになりますか。

それから、同じく48ページの一番下、18節ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金の詳細説明を求めます。

それから52ページ、1目17節備品購入費で車椅子ほか（指定寄附）となっていますけれども、これも詳細説明を求めます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 48ページの工事請負費でございます。地方創生の工事でもって、

現在張り芝等進められておりますけれども、実は12月15日に竣工検査ということで予定しています。間もなく完成するのでありますが、地方創生の中では、金額についてはこのくらいということで、限定的な数字で9月補正、実は提案させていただきました。今回、やはり工事をしてみますと、張り芝が近くまで行っているというか、スロープカー通路の近くまでやっぱり接近していたものですから、500平米ほど張り芝をしたんですが、囲いとかをしていて気づかない部分というか、ここまでは入らないだろうというラインで張り芝を抑えようとしていたんですが、やってみると、やはり現場と最初想像していたものとは若干相違がございまして、やはり子どもたちとかも、これはスロープカーを近くで見たいとか、そういった状況もあるだろうということで、ここはやっぱり安全対策は必要だねという判断の下、今回提案させていただきます。

金額については、9月で846万4,000円ほど予算計上しておりまして、今回590万円のご提案でございますので、合わせて予算額の総額が1,436万4,000円となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 同じく48ページ、負担金補助及び交付金の関係でございます。ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金804万円ですが、こちらにつきましては、母子健康手帳交付対象ということで600万円、それから児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当受給者ということで204万円ということで分けております。子ども家庭課分ということでは、児童扶養手当受給者と特別児童扶養手当の受給者ということで説明をさせていただきたいと思っております。

この事業につきましては、新型コロナウイルス関係で、家計に影響を受けているという方を支援するというのが目的になってございます。6月会議の段階で児童扶養手当305世帯、特別児童扶養手当107世帯、合わせて412世帯に対しまして3万円を給付するというところで、1,260万円の予算を計上させていただきました。お認めいただいております。

児童扶養手当、それから特別児童扶養手当、5月分の手当の受給者に対しまして7月6日に397世帯、7月27日に3世帯ということで、合わせて400世帯、こちらに対しまして3万円を掛けまして1,200万円を既に給付させていただいております。

今回につきましては、その7月に支出した後に新たに児童扶養手当、それから特別児童扶養手当の受給者となる方に対しまして、今年度の3月分までを受給される方を対象ということで、それぞれひとり親家庭等への生活支援給付金ということで3万円ということで計上させていただ

いたものです。人数的には、児童扶養手当が60世帯、それから特別児童扶養手当20世帯ということで240万円になりますけれども、6月計上させていただいた分の残額が36万円ございますので、子ども家庭課分としましては204万円ということで計上させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 続いて、健康推進課分についてお話をいたします。

妊婦さんに関しましては、4月28日の時点で妊婦さんであった方に対しては、既に妊婦さん1人当たり3万円を支給させていただいております。それ以降、4月29日以降に転入された方や、4月29日以降に母子手帳を交付された方がこれまで12月7日までには149名ほどいらっしゃいます。年間見込みとして今後200人ほどを見込んでいるんですが、妊婦さんは非常に、外来のときも心細い状態で今外来を続けております。出産のときも旦那さんがなかなか立ち会えないとか、家族の面会も非常に制限されている。本当に一人で出産しなければならないというような、本当は喜びであるはずのところが我慢を強いられているということを町のほうでは応援してあげたいというような気持ちで、4月29日以降、来年の3月31日に母子手帳の交付を受けた方まで全員に3万円、同じ金額で給付したいと考えての今回の予算措置になります。200人で3万円で600万円を今回補正をさせていただきました。

以上になります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは52ページになります。社会福祉総務費の中で、17節備品購入費50万1,000円についてなんですけど、こちらは指定寄附としまして令和2年6月に、角田市の方から、障がいを持つ身内の方の死亡について、お世話になりましたということで、社会福祉に使ってほしいということで50万円の現金寄附を受けました。寄附の目的が社会福祉ということでしたので、町内の公共施設で利用している車椅子の老朽化が著しいため、交換すること、あと地域福祉センターで行っております高齢者自立者支援通所事業の利用者の感染予防のために、空気清浄機と掃除機を購入する予定としております。これが備品購入費の計画になっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 48ページのひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金のことは分かりました。それで、今国がやっているひとり親世帯に年内にも再支給というのは、町としてはどのようになるんですか。1人当たり5万円、2人目3万円というひとり親家庭への年内支給と

いうのは、もう連絡は来ているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今回、3次補正で国が示しているものにつきましては、今情報が少しずつは入ってきておりますけれども、動くのはこれからということで、12月11日に多分そういった閣議決定がされてというような流れになろうかと思えます。こちらにつきましては、実際は県が事業の窓口になりまして、町はその事務をつなぐという形になります。こちらは独り親世帯に対しまして5万円と、子どもが1人増えるごとに3万円という対応になります。今回のものとはまた別な形になります。

今回の独り親の関係につきましては、町は3万円ということで出させていただきますけれども、こちらは、最終的には3月のそれぞれの手当が受給される方までを対象にするということで、その時点で確認させていただいて、今年度予算で支出をさせていただくということになります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 100%支給されることを祈っています。

それで、独り親世帯への年内支給というのは、11日に決定された場合というのは柴田町で年内支給は可能なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） その辺まで国の情報としてはまだ入ってきておりませんが、そういった体制が取られるだろうとは思いますが。それはこれから情報が入ってき次第、こちら情報に対象者につなげるように進めていきたいということで考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

ただいまから休憩いたします。

11時40分再開といたします。

午前11時23分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

57ページの農林水産業費から70ページの災害復旧費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

最初に58ページ、9目農業水利費、この中の12節に委託料があります。この中に、五間堀排水機場機能診断業務委託料、これが減額、そして、槻木旧用排水路浚渫委託料が250万円ほど入っていますが、この減額になっている部分については普通どおり診断したけれども、通年よりも金額がかからなかったということの意味しているのでしょうか。それと、槻木旧用水、これはゴルフ場の下を通っているトンネルかと考えたんですけれども、もしそうであれば現在はどうのような状況になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

それと同じページ、58ページの一番下のところに、11目農村環境改善センター、ここのところの17節に備品購入費がありますが、ワイヤレスマイクが入っていますが、本数を教えてもらいたいと思います。

それと63ページ、真ん中辺り、12節委託料、ここにPCBの廃棄物処理業務委託が入っていますが、PCBはたしか仙北のほうの工場に持って行って分解処理すると聞いているんですけれども、金額的に私が聞いている金額よりもちょっと低いものですから、これで全部工場処理まで含まれているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、最後になりますが67ページ、3目しばたの郷土館費、この中に郷土館人件費として449万円減額になっていますが、これはどういうことなのか、その中身を教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まずは58ページ、農業水利費の五間堀排水機場機能診断業務委託料20万9,000円の減額についてでございますが、これは調査内容に関しては当初の予定どおりということで、こういった機能診断は民間の業者ということではなくて、宮城県の土地改良事業団体連合会のほうに委託したわけなんですけど、当初見積りを取って委託した内容を再度受けていただけるか協議した結果、この請け差が出たということでございます。

内容としては、ポンプ本体、電気系統修繕設備について、機能保全、長寿命化の観点から現地調査をして、現在カルテを作成して機能評価をしているという状態でございます。内容的には当初の予定どおりという内容でございます。

2点目の槻木旧用排水路浚渫委託料の件についてでございますが、こちらについては、議員がおっしゃっているゴルフ場の下の部分のトンネルというかそちらの部分のしゅんせつではなくて、槻木旧用排水の岩ノ入の水門から古河水門のほうに流れていく部分のルートでございます。今回のしゅんせつ箇所については、国道4号バイパスから都市下水路に合流する部分まで

の90メートルでございます。これらに関しては、水路として蛇行しているような部分が2.5メートルから3メートルの構造物で暗渠になっておりますので、その分の幅を確保する内容でございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、生涯学習課長。2点ございました。一つずつお願いいたします。

○生涯学習課長（池田清勝君） それでは58ページ、11目農村環境改善センター費17節備品購入費でワイヤレスマイクロホンの本数ということでございましたけれども、こちらは使用に不具合が生じておりますワイヤレスのマイクロホン1本の交換ということで、予算計上させていただいております。

よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） それでは、PCB関係のご質問なんですけれども、今回のPCBの廃棄物処理につきましては、低濃度廃棄物ということでこのような金額で計上しておるところでございます。

それで、高濃度ですと、やはりおっしゃったように処理料はかなり高くなるわけなんですけれども、場所も北海道という限定がありまして高いんですけれども、低濃度廃棄物ですと、業者さんも青森県と秋田県と、それと福島県に業者があります。今回は参考見積りなどを徴しまして、それで計上しておりますので、十分処理できるのではないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 67ページのしばたの郷土館の人件費の減額でございますが、職員が年度途中で退職に伴い、8月に人事異動を行いました。そのために、生涯学習課長がしばたの郷土館の館長を兼ねております。8月分からの館長分の給料と諸手当について減額するものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。それでは、槻木旧用水の件なんですけど、あそここのところは、今の感じの形態を見ますと、何か旧用水がオーバーフローしたときの逃げ道として造ったような、そんなイメージがあるんですけれども、そうではなくて、ちゃんとした用水としてあそこを機能させようとしているのか、お聞きしたいと思います。

それと、農村環境改善センターのところワイヤレスマイクロホンが1本だという話なんですけど、そうしますと、例えば67ページに槻木生涯学習センターのワイヤレスマイクロホン



8,700円が入っているんです。同じ1本だとすると、この金額はどこから来るのでしょうか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 1点目、槻木旧用水の排水路のしゅんせつの件だったんですが、用水機能を残すのかというような内容でよろしいでしょうか。現在、この旧用水に関しては、議員ご存じのとおり、昔東船迫エリアが区画整理する前に田んぼとかがあった際に使用していたというような内容でございまして、現在は田んぼとかそういうものがないので、堰囲いからの水が流れてきた際にたまった水を古河水門まで排水するというような機能が今残っているということでございます。既存に残っている、旧用水のときに使っていたコンクリートの構造物もちょっと若干残っていますんで、阻害するものとして、今回しゅんせつと同時にそちらの撤去も行いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 67ページの公民館費で予算計上しております槻木生涯学習センターのワイヤレスマイクロホンの関係でございましてけれども、こちらは2本の交換が必要ということで予算を計上させていただいておりますので、農村環境改善センターのほうは1本、槻木生涯学習センターのほうは2本の交換が必要ということで、予算の計上をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。私がお聞きしたのは、農村環境改善センターのマイクが1本で4万2,000円だと。たしかそうですね。それで、槻木生涯学習センターは2本買うんだと。2本で8,700円だと。だから、何が違うんですかということをお聞きしたんです。私ちょっとワイヤレスマイクロホンを調べてみたんですけども、4万2,000円のワイヤレスマイクロホンというのかなりの物で、スピーカースタンドとかキャリングケース、ワンセットでついたものでこのくらいの金額のものもあるので、何か1本だけ買うのではちょっと高いのかなという感じがするんですけども、そういうことは事前に調べられたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） 現在使用しておりますワイヤレスのマイクロホン、そちらはメーカーによって互換性とかもございましてけれども、そちらで見積りを取りまして予算を計上させていただいておりますので。ただ、実際の購入ということになった場合には、こちらから金

額のほうは下がるということでは考えてございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。

65ページの一番上、中学校の車借上料、マイナス1,131万8,000円とありますが、コロナの影響でいろんなイベントが中止になったりして、借り上げが減ったと思うんですが、どんな影響が実際にあったのかお聞きしたいと思います。

2点目は、その下に修学旅行等各種入場料マイナス12万7,000円なんですけど、48ページにはキャンセル料がマイナス340万5,000円とかとあって、実際に中学校3校が今年度の修学旅行というのをどのようにされたのか確認したいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） まず、車借上料なんですけれども、これは各中学校で部活動とかそういったもので使用しております。今回、コロナウイルスの影響によりまして、そういった車の利用が大幅に減少したということでこのぐらいの差額が出ましたので、今回減額補正ということになっております。

それから、修学旅行の各種入場料なんですけれども、これにつきましては、各3中学校なんですけれども、当初、東京方面への修学旅行ということで計画しておりましたが、3中学校とも東北地方の修学旅行に行き先を変更しております。その関係で、東京方面に行く予定だったときの入場料、これがかからなくなりましたのでその分を減額しているということになります。

あと、キャンセル料に関しましては、これは当初3中学校ともキャンセルになった場合、このぐらいのキャンセル料がかかるのではないかとということで当初計上しておったんですけれども、実際にキャンセル料がかかったのは1つの中学校だけでありまして、そのキャンセル料も東京の修学旅行のときの企画料という部分があるんですけれども、その企画料の部分のキャンセル分だけということになりましたので、今回当初計上していた予算額から実際支払ったキャンセル料を差し引いて、今回の減額補正ということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 同じページに総合プール使用料マイナス4万2,000円とあるんですけれども、私が聞きたいのは、体育の授業で水泳をやるのが、船中にプールがないということで、車を使って総合プールまで行くという。今年度、この体育の授業での水泳とかにそういう影響というのはあったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今年度につきましては、小学校、中学校ともプールの実技については実施しておりませんので、今回こちらの使用料についても全額減額補正しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 部活などにも車を借り上げ使ったということなのですが、結局、今の体育の授業のこともなんですけれども、何か影響ができてカバーできなかったというものというか、学校の授業で、高校なんかは単位制ですけれども、中学校でも必ず水泳授業をやらなければ駄目とか、そういうことはなかったんですか。そういう対応しなければいけないところが出たかどうかという、私は一番その影響を知りたかったものですからお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今回こちらに計上しているものは差額を計上しておりますので、実際に必要な分については全て予算は残しておりますので、こちらについては特に学校の授業とかそういったところに影響があったということは一切ありません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

62ページの消防総務費の17節備品購入費についてお伺いしたいと思います。1,925万円を計上されているんですけれども、当初の説明で350台は無償というお話があって、今回700台を追加してというお話があったと思います。これは納入される場合は350台が最初に来て、後で700台来てとかとなるのか、あるいは一括で1,050台納入されるのかというのが1点。

2点目は、同じところで交付税措置がされるというお話でした。1台当たり幾らぐらいになるのか、これをお伺いしたい。

3点目。希望があれば同じ物を、例えば自費で購入できるものなのかどうか。

以上3点、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 1目17節備品購入費、いわゆる防災ラジオについて、3点ご質問がございました。

まず1点目、ラジオ1,050台の納入予定でございますが、国からの無償貸与を受ける350台は令和3年1月頃から順次納入される予定でございます。町で購入する700台については、令和

3年3月頃納入予定となっております。

2点目でございます。ラジオ1台当たりの金額というご質問でございました。今回の補正予算は、町で準備する700台ということで上げさせていただいております。詳細な金額につきましては、入札案件にもなることから控えさせていただきたいと思っております。

3点目でございます。希望者に対する自費で購入することにつきましては、今年度準備いたしますこの1,050台、こちらの配備先が決まっておりますので、令和3年度すぐの対応は不可能な状況でございます。

以上であります。

○議長（高橋たい子君） 補足を財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回こちらが交付税措置ということになりますが、交付税の中の特別地方交付税、12月と3月に交付される特別交付税なんです、そちらで総事業費の70%が措置されるということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

58ページの秋本議員からも出ておりました9目農業水利費の12節委託料の槻木旧用排水路浚渫委託料について、どのくらい期間がかかるのか。それから範囲は90メートルということだったんですけども、ちょっと私も現場の感覚がよく分からないんですが、90メートルでその一番問題のところは全部撤去できるものなんでしょうか。その範囲は90メートルが適切なのでしょう。それと、どこまで、しゅんせつといった場合、どの程度行うものなんでしょうか。完全としっかりと撤去できるものなんでしょうか。伺います。

それから64ページの小学校管理費の中の1節報酬で会計年度任用職員報酬が500万円のマイナスとなっておりますけれども、これは学校休校と関係あるのでしょうか。どのような内容なのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 槻木旧用水のしゅんせつの関係でございますが、まず今回予算をお認めいただいたら、早速工事発注の手続に入りまして、遅くとも年度内ということで3月末までにはしゅんせつを終わらせたいと考えております。できるだけ早めにしゅんせつをしたいと考えております。

あと、エリアに関しては、先ほど秋本議員からのご質問にもお答えしましたが、国道4号バ

イパスから都市下水路との合流地点がございます。そこから古河水門に向かうわけなんです、その合流地点との間が大体90メートル、あの区間全て対象という形で考えております。

あと、どの程度取るのですかということなんですが、これも先ほど秋本議員さんにお答えしましたが、国道4号線のバイパスの下にボックスカルバート、排水路があります。あと、生協さんのほうに入っていくところの端もヒューム管みたいなものがあるわけなんです、あれの幅が大体2.5メートルから3メートルになっております。最低限その幅を確保する形で、あとはその幅プラスアルファでしゅんせつをしていくわけなんです、町道、あとは生協さんの土地のところにも擁壁等が設置されておりますので、ねあし等がどのような形、ねあしというのは基礎の部分がどの程度深く入っているかというのは、ちょっと現状では分かりませんので、蛇行して流れている部分の水路を3メートルプラスアルファの幅で真っすぐにして、流れを阻害しないような形でしゅんせつするという事で考えております。余り端まで取り過ぎると、そういった心配が、ねあしが崩れて町道、例えば生協さんの土地に影響を及ぼすおそれもございますので、今回のしゅんせつは、あくまでも蛇行しているところをきちんとボックスカルバート等の幅でもって、水路を確保するというしゅんせつ内容でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 会計年度任用職員の関係でございます。

現在、学校に配置している会計年度任用職員、こちらは用務員の方、それから校務補助員の方、それから特別支援教育支援員の方の分になっております。今回減額補正となった理由なんですけれども、確かに学校休業というのも一つの要因になっていたかと思えます。ただ、それ以外の理由としましては、やはり人材の確保が厳しかったというのが一つあります。当初、特別支援教育支援員の人数につきましては23人確保したいということで予算計上しておりましたが、4月当初は18名のスタートとなってしまいまして、現在は改善されていますけれども、その辺の人材の確保が厳しいということで、それなりの差額が生じてしまったというのが理由としてあります。

それからもう一つは、支援員さんによっては、やはり予算としては月140時間取っているんですけれども、これがやはりフルでお手伝いするのは難しいということで、半日だったらとか、週に何日だったらというような支援員さんもいらっしゃいますので、そういった方々につきましてはその分の実績分の差額が生じてしまいますので、そういった差額も今回減額になった理由の一つになっております。

このような要因から、今回会計年度任用職員の予算の減額となった理由として挙げられると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先に、58ページの槻木旧用水路のしゅんせつの件なんですけど、そうすると、今見た限りでかなり堆積している部分というのは、取りあえずはまずきれいになる。そして、蛇行している部分も真っすぐにはなるということでもよろしいでしょうか。確認です。

それから、64ページの会計年度任用職員の報酬についてですが、同じページの下の中学校管理費の中にも同じ項目があります。きっと中学校も同じだろうと思うんですけども、特別教育支援員の確保がなかなかできない理由というは、一番には何が考えられるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） しゅんせつの関係なんですけど、議員おっしゃる内容で、幅もきちんと取った形で真っすぐに水路を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 人材確保が難しい一番の要因としましては、やはり今回、各市町村全てにおいて、やはり人材が不足しているということで、募集をかけてもなかなか応募に至らないというようなこともありまして、今回、現在も人員の確保には苦慮しているところなんですけれども、これは大河原教育事務所さんのほうでも講師の先生がなかなか見つからないというようなこともあるようでして、やはり全体的に人材がなかなか不足しているというのが現状だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私はこの議案第45号の一般会計補正予算に反対の立場で討論します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍での生活困窮者にこそ使う

べきと考えております。柴田町にはまだまだ生活苦しさを訴える人がおります。退学を考える学生がいます。売上げ減に耐えている店主がいます。それらの方々にこそこの交付金は使われるべきと考えています。

新聞紙上では、交付金で公用車を買ったり、スキー場のライトアップ、果てはランドセルの購入など、首をかしげる使い方が非難されております。交付金の原資は国債であり、私たちは次の世代、また孫の世代にツケを回すことになっています。今朝の新聞によりますと、2020年度、国債は100兆円に上ると。ですから、私たちは十分に留意して使わなければなりません。本当に必要とされている方々に使われるべきと考えます。

私がこう言いますのは、9月の決算議会の後に、議会の中でやらなくてもいい事業は何だろうかということでも話し合いました。そのとき、ほとんどの議員が船岡城址公園での開発行為、これを挙げておりました。ほぼ全ての議員がこれに同意しておりました。ですから、私はこれを言うんですが、地方創生に関われば何でも使えるというのではなく、本当に必要とされる方々に使われるべきだと考えます。その意味でこの補正予算案に同意できかねます。

同僚議員の判断を仰ぎます。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番平間幸弘君。

○4番（平間幸弘君） 4番平間です。

ただいま議案となりました議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算に対して、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算の中で、一番大きなふるさと柴田応援寄附推進事業がありますが、これはあくまでも寄附の増を目指すための経費であり、必要不可欠と判断し、ぜひしっかりとPRに努めていただきたいというところでございます。

また、災害対策として槻木旧用排水路のしゅんせつのほか、デジタル防災無線戸別受信機、防災ラジオですけれども、こちらの予算も計上されておりますし、コロナウイルス対策事業として独り親家庭、妊婦等への生活支援などが盛り込まれております。

以上のことを鑑み、今回の補正予算に対し賛成の立場の討論といたします。同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後0時13分 休 憩

---

午後0時16分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

**日程第10 議案第46号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算**

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第46号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第47号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算**

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第47号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。



本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第48号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第48号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第49号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第49号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 議案第50号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第50号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 陳情第2号 令和3年度理科教室設備整備費等補助金予算計上について  
のお願い（陳情）

陳情第3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を  
守るための意見書」採択を求める陳情書

陳情第5号 水田農業対策に関する要請書（陳情）

陳情第6号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める  
陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第15、陳情に入ります。

12月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により配付のみの取扱いといたします。

---

○議長（高橋たい子君） これで12月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和2年度柴田町議会12月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のために、会議日程の大幅な短縮と3密などに十分配慮した議会運営につきましても、改めて議員各位のご協力に深く感謝を申し上げます。

会議では、報告3件、条例制定及び改正6件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算など6件、全ての議案につきましても原案のとおり可決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

特に、ご審議をいただきましたふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例ですが、うれしいことに、12月6日現在で、全国の皆様からの寄附金が大台の10億円を突破して

おります。この約半分の5億円を住民サービスのさらなる向上に役立ててまいります。今後とも柴田町を応援して下さるファンが増えますよう、花のまち柴田のブランド化を目指し、船岡城址公園を起点とした観光施設の基盤整備強化やシティプロモーションを加速させてまいります。

また、一般質問では9人の議員の皆様から18問67項目の文書での提案をいただきました。まずは今回一番大きかったのは、長年の懸案事項でありました子どもの医療費の拡大でございます。令和3年10月1日からの子ども医療費助成対象年齢を18歳まで拡大する準備を進めますとともに、他にご提案をいただきました件につきましても真摯に受け止めて、財政状況を考慮しながら対応してまいります。

これまで柴田町では10人の陽性者が出ており、先行きの見えないコロナ禍ですが、今後も根気強く持続的な3密対策を取っていかねばならないと思っております。町としては、国県と連携しながら、感染防止、事業継続、困窮者支援等に適切に対応するとともに、新たな生活様式に対応したマイクロ・ツーリズムの推進を通じて、地域の活性化に努めてまいります。

今後とも、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げて、休会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

最後に、話題提供をさせていただきます。BS-TBS放送中の「高島礼子が家宝捜索！蔵の中には何がある？」という番組がございます。朝から、昨日完了検査が終わりました船岡城址公園展望デッキから、町外第1号の利用者としてテレビ取材を受けております。今、麴やコレクションで取材中でございます。この放映につきましては、来年の2月6日土曜日、7時から8時54分の予定で2時間番組でございます。今日は船岡、明日は入間田方面の取材ということになっています。話題提供でした。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和2年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後0時27分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月9日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 8 番 斎 藤 義 勝

署名議員 9 番 平 間 奈緒美